

議 会 運 営 委 員 会

令和7年10月6日（月）

【議案の追加送付について】

議案第102号 （仮称）葛飾区子ども未来プラザ白鳥建築工事請負契約締結について
（別紙）

議案第103号 葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約締結について（別紙）

議案第104号 葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事請負契約の変更について
（別紙）

1 第3回定例会の会議運営について

第4日 10月7日（火）

- (1) 開 議 午後1時
- (2) 署名議員指名 15番 門 脇 翔 平 議員
16番 沼 田 たか子 議員
33番 小 山 たつや 議員
- (3) 庶務報告 欠席者の報告
専決処分報告書
- (4) 特別職紹介 市川 茂 教育長
- (5) 議案 3件一括上程 提案者説明 ～ 委員会付託

本会議休憩

〽

保健福祉委員会開催	議案関係庶務報告	（第1・第2委員会室）
文教委員会開催	議案関係庶務報告	（第3委員会室）
総務委員会開催	議案第102号・議案第103号 議案第104号、庶務報告	（第1・第2委員会室）
議会運営委員会開催	本会議再開後の会議運営について	（第1・第2委員会室）

〽

本会議再開

- (6) 議案13件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）

- (7) 報告 6件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）
討論の有無

【追加日程】

- 議案 3件一括上程 委員長報告 ～ 採決
(8) 議員提出議案 1件 提案者説明 ～ 採決（別紙）
上程
(9) 請願 6件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）
(10) 委員会の継続調査申出について（別紙）
(11) 区長発言
(12) 閉 会

2 そ の 他

- (1) 専決処分の報告について（別紙）
(2) 議会出席理事者（説明員）の変更について（別紙）
(3) 葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則等について（別紙）

令和7年第3回葛飾区議会定例会追加付議事件名

- 1 (仮称) 葛飾区子ども未来プラザ白鳥建築工事請負契約締結について
- 2 葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約締結について
- 3 葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事請負契約の変更について

令和7年第3回葛飾区議会定例会追加付議事件の概要

契 約 案	3 件
計	3 件

1 (仮称)葛飾区子ども未来プラザ白鳥建築工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 (仮称)葛飾区子ども未来プラザ白鳥建築工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区白鳥三丁目94番7及び8ほか
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契 約 金 額 22億9,790万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区新小岩三丁目11番7号
株式会社田辺工務店
代表取締役 田 邊 哲 也
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年1月21日まで

2 葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 葛飾区立東金町小学校増築工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区東金町一丁目33番1号
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契 約 金 額 6億6,643万5,000円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区堀切四丁目53番3号
株式会社大徳工務店
代表取締役 齊 藤 徳 行
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年6月30日まで

3 葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事請負契約の変更について

- (1) 工 事 件 名 葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事
- (2) 契約の相手 東京都港区海岸二丁目6番30号 MSビル3階
株式会社前田産業 東京支店
東京支店長 前 田 進

(3) 変 更 内 容

ア 変更前契約金額及び工期

1億3,310万円

契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで

イ 変更後契約金額及び工期

1億6,958万7,000円

契約締結の日の翌日から令和8年5月29日まで

総務委員会審査報告書

令和7年9月18日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

総務委員長 秋 家 聡 明

本委員会の付託事件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 議 案

議 案 番 号	件 名	審 査 月 日	審 査 結 果
議 案 第 93 号	葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	9月18日	原案可決
議 案 第 94 号	(仮称)葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事請負契約締結について	9月18日	原案可決
議 案 第 95 号	葛飾区立宝木塚小学校建築工事請負契約締結について	9月18日	原案可決
議 案 第 96 号	葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約締結について	9月18日	原案可決
議 案 第 97 号	葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約締結について	9月18日	原案可決
議 案 第 98 号	全国みどりと花のフェアかつしか用フラワーメリーゴーランドの買入れについて	9月18日	原案可決
議 案 第 99 号	葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れについて	9月18日	原案可決
議 案 第 100 号	柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者の指定について	9月18日	原案可決
議 案 第 101 号	柴又川甚まちなみ館什器等の買入れについて	9月18日	原案可決

2 請 願

受 理 番 号	件 名	審 査 月 日	審 査 結 果
7 請願第 17 号	青木区長の政治資金に関する請願	9月18日	不採択

建設環境委員会審査報告書

令和7年9月16日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

建設環境委員長 うてな 英 明

本委員会の付託事件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 議 案

議 案 番 号	件 名	審査月日	審査結果
議 案 第 89 号	葛飾区空家等の適正管理に関する条例	9 月 16 日	原案可決
議 案 第 91 号	葛飾区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	9 月 16 日	原案可決

2 請願

受 理 番 号	件 名	審査月日	審査結果
7 請願第 16 号	奥戸の町で安心して住み続けられることを求める請願	9 月 16 日	不採択

文教委員会審査報告書

令和7年9月17日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

文教委員長 池田 ひさよし

本委員会の付託事件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 議 案

議 案 番 号	件 名	審査月日	審査結果
議 案 第 90 号	葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	9月17日	原案可決
議 案 第 92 号	葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例	9月17日	原案可決

2 請 願

受 理 番 号	件 名	審査月日	審査結果
7 請願第 18 号	西小菅小学校のプールの有効活用に関する請願	9月17日	不採択
7 請願第 19 号	学校改築のための積立基金の取り崩しに関する請願	9月17日	不採択
7 請願第 20 号	水元温水プールの指定管理者（住友不動産エスフォルタ）による管理・運営に関する請願	9月17日	不採択
7 請願第 21 号	柴又地域の学校統合計画について、行政に望みたいことの請願	9月17日	不採択

決算審査特別委員会審査報告書

令和 7 年 10 月 3 日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

決算審査特別委員長 池田 ひさよし

本委員会の付託事件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 報 告

報 告 番 号	件 名	審 査 月 日	審 査 結 果
報 告 第 2 号	令和 6 年度葛飾区一般会計歳入歳出決算	9 月 29 日 9 月 30 日 10 月 1 日 10 月 2 日 10 月 3 日	認 定
報 告 第 3 号	令和 6 年度葛飾区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	10 月 2 日 10 月 3 日	認 定
報 告 第 4 号	令和 6 年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	10 月 2 日 10 月 3 日	認 定
報 告 第 5 号	令和 6 年度葛飾区介護保険事業特別会計歳入歳出決算	10 月 2 日 10 月 3 日	認 定
報 告 第 6 号	令和 6 年度葛飾区用地特別会計歳入歳出決算	10 月 2 日 10 月 3 日	認 定
報 告 第 7 号	令和 6 年度葛飾区駐車場事業特別会計歳入歳出決算	10 月 2 日 10 月 3 日	認 定

異 議 あ る 案 件

令和7年第3回定例会

番 号	件 名	付託 委員会	審 査 結 果	会 派 名											備 考
				自 民 党	公 明 党	区 民 会	共 産 党	み ら い	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	
1	議案 第100号	柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者の指定について	総務	可決	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
2	報告 第2号	令和6年度葛飾区一般会計歳入歳出決算	決審特	認定	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	
3	報告 第3号	令和6年度葛飾区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	決審特	認定	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	
4	報告 第4号	令和6年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	決審特	認定	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	
5	報告 第5号	令和6年度葛飾区介護保険事業特別会計歳入歳出決算	決審特	認定	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	
6	報告 第6号	令和6年度葛飾区用地特別会計歳入歳出決算	決審特	認定	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	
7	報告 第7号	令和6年度葛飾区駐車場事業特別会計歳入歳出決算	決審特	認定	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	

8	7 請願 第 19 号	学校改築のための 積立基金の取り崩しに関する請願	文 教	不採 択	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
9	7 請願 第 16 号	奥戸の町で安心して 住み続けられることを求める請願	建 設 環 境	不採 択	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	
10	7 請願 第 17 号	青木区長の政治資 金に関する請願	総 務	不採 択	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	
11	7 請願 第 18 号	西小菅小学校のプ ールの有効活用に関する請願	文 教	不採 択	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	
12	7 請願 第 20 号	水元温水プールの 指定管理者（住友不 動産エスフォルタ） による管理・運営に 関する請願	文 教	不採 択	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	
13	7 請願 第 21 号	柴又地域の学校統 合計画について、行 政に望みたいこと の請願	文 教	不採 択	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	

議員提出議案贊否結果表（規則・条例等）

令和7年第3回定例会

議案番号	議 案 名	発案者	会 派 名										提案者	提案理由 説 明 者	備考
			自 民	公 明	区 民	共 産	み ら	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属			
第15号	葛飾区議会政務活動費の 交付に関する条例の一部 を改正する条例	議会運営 委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営 委員会		

議員提出議案第15号

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年10月7日

提出者	12番	齊藤大介	19番	小林ひとし
	20番	かわごえ誠一	22番	筒井たかひさ
	23番	梅沢とよかず	24番	高木信明
	28番	細木まこと	31番	中村しんご
	32番	清水こういち	33番	小山たつや
	38番	米山真吾		

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

政務活動費を月割り交付から日割り交付に改めるほか、規定の整備をする必要がある
で、本案を提出いたします。

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年葛飾区条例第7号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「15日」の次に「（その日が休日（葛飾区
の休日を定める条例（平成元年葛飾区条例第1号）に規定する休日をいう。）に当たる場
合は、その翌日）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、1の四半期の途中において新たに結成された会派及び新たに議員となった者
に対し、交付する場合は、この限りでない。

第4条第2項から第6項までを次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、
前項で定める月額を当月の日数で除して得た額（以下この条において「日割額」とい
う。）に当月の1日から当該任期が満了する日までの日数を乗じて得た額（1円未満の
端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）とする。

- 3 1の四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、結成された日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に結成された日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に結成された日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。
- 4 1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合又は議会の解散があった場合は、当該会派は、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費（当該事由に係る所属議員の分に限る。）であって、既に交付されたものを返還しなければならない。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の分として返還する額は、日割額に当該事由が発生した日の翌日から当月末日までの日数（当該事由が発生した日が当月の末日であるときは、0日）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に当該事由に係る所属議員の数を乗じて得た額とする。
- 5 1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動（前項に規定する場合によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じた場合には、異動が生じた日から30日以内に、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは不足額を追加して交付するものとし、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を超えるときは、当該会派は、超過額を返還しなければならない。この場合において、異動が生じた日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に当月1日から異動が生じた日の前日までの日数（1日に異動が生じた場合は、0日）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に異動前の所属議員数を乗じて得た額と異動が生じた日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に異動後の所属議員数を乗じて得た額の合計額とする。
- 6 政務活動費の交付を受けた会派が1の四半期の途中において解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月以降の月分の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、解散した日の属する月の分として返還する額は、日割額に解散した日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合

は、それを四捨五入して得た額）に解散した日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

第4条の2第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、前項で定める月額を当月の日数で除して得た額（以下この条において「日割額」という。）に当月の1日から当該任期が満了する日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）とする。
- 3 1の四半期の途中において新たに議員となった者及び政務活動費の交付を受けていた会派を離脱した者に対しては、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の政務活動費の額は、前項の規定にかかわらず、日割額に当該事由が発生した日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）とする。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、1の四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月以降の月分の政務活動費であって、既に交付されたものを返還しなければならない。この場合において、議員でなくなった日の属する月の分として返還する額は、日割額に当該議員でなくなった日の翌日から当月末日までの日数（議員でなくなった日が当月の末日であるときは、0日）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）とする。

第4条の2に次の1項を加える。

- 5 政務活動費の交付を受けた議員が、1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、所属した日の属する月以降の月分の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、所属した日の属する月の分として返還する額は、日割額に所属した日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年11月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の葛飾区議会政務活動費の交付に関す

る条例の規定により交付された政務活動費に係る報告書の提出及び残額の返還については、なお従前の例による。

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 72 条の規定により申し出ます。

令和 7 年 9 月 18 日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

総務委員長 秋 家 聡 明

記

- 1 事 件 (1) 行財政運営について
 (2) 基本計画・実施計画について
 (3) 広報・広聴活動について
 (4) 人権施策について
 (5) 地域振興について

- 2 理 由 なお、検討を要す

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 72 条の規定により申し出ます。

令和 7 年 9 月 12 日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

保健福祉委員長 清水 こういち

記

- 1 事 件 (1) 福祉施策について
 (2) 子育て支援について
 (3) 保健、衛生について

- 2 理 由 なお、検討を要す

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 72 条の規定により申し出ます。

令和 7 年 9 月 16 日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

建設環境委員長 うてな 英 明

記

- 1 事 件 (1) 都市計画及び街づくりについて
 (2) 公共施設の整備について
 (3) 環境施策について

- 2 理 由 なお、検討を要す

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

令和7年9月17日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

文教委員長 池田 ひさよし

記

- 1 事 件 (1) 学校教育について
 (2) 生涯学習について

- 2 理 由 なお、検討を要す

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

令和7年10月6日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

議会運営委員長 筒井 たかひさ

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営について
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等について
 (3) 議会改革について
 (4) 議長の諮問について

- 2 理 由 なお、検討を要す

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 72 条の規定により申し出ます。

令和 7 年 9 月 19 日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

区民サービス向上対策特別委員長 三小田 准 一

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 事 件 | (1) 地方創生について
(2) 区民サービス向上について
(3) 協働について
(4) デジタル化の推進について
(5) S D G s の取組について |
| 2 理 由 | なお、検討を要す |

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 72 条の規定により申し出ます。

令和 7 年 9 月 22 日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

危機管理対策特別委員長 大 森 ゆきこ

記

- 1 事 件 (1) 防災対策について
 (2) 危機管理対策について
 (3) 子どもの犯罪被害の防止対策について
 (4) 健康危機管理対策について

- 2 理 由 なお、検討を要す

継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

令和7年9月24日

区議会議長 伊藤 よしのり 殿

都市基盤整備特別委員長 細 木 まこと

記

- 1 事 件 (1) 駅周辺の再開発について
 (2) 鉄道立体化の促進について
 (3) 公共交通の整備促進について

- 2 理 由 なお、検討を要す



7 葛総契第492-1号

令和7年10月6日

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年10月7日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区立二上小学校建築工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区立二上小学校建築工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号

大翔・小松・大徳建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号

大翔建設株式会社

代表取締役 三 村 徹 也

構成員 東京都葛飾区東新小岩七丁目31番5号

小松建設株式会社

代表取締役 浜 本 義 信

構成員 東京都葛飾区堀切四丁目53番3号

株式会社大徳工務店

代表取締役 齊 藤 徳 行

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

44億3,850万円

(2) 変更後契約金額

45億5,149万2,550円

5 変更理由

- (1) 校舎建設予定地の地中から工事の支障となるコンクリートガラ等が確認されたため、撤去及び処分を行った。また、地中障害物を撤去したことにより地盤が緩んだため、地盤改良を行った。
- (2) 当初の想定より地盤が軟弱であり、隣接する道路に影響を及ぼすおそれがあったため、土留めの補強を行った。
- (3) 設計の不備に起因した一部構造の強度不足について、補強工事を行った。

6 専決処分年月日

令和7年10月1日



7 葛総契第492-2号

令和7年10月6日

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年10月7日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区立二上小学校電気設備工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区立二上小学校電気設備工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野・国弘建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野電気工業株式会社

代表取締役 高 野 大 吾

構成員 東京都葛飾区四つ木四丁目20番7号

国弘電設株式会社

代表取締役 國府田 進

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

5億3,647万円

(2) 変更後契約金額

5億3,702万円

5 変更理由

葛飾区立二上小学校建築工事において、設計の不備に起因した一部構造の補強工事を行ったため、本工事の施工計画を見直し、諸費用を増額した。

6 専決処分年月日

令和7年10月1日



7 葛総契第492－3号

令和7年10月6日

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年10月7日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事請負契約

3 契約の相手

東京都足立区佐野一丁目28番6号

株式会社栗原設備

代表取締役 栗 原 信 一

代理人 東京都葛飾区西水元三丁目27番22号

株式会社栗原設備 葛飾営業所

葛飾営業所長 野 口 浩

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億6,618万2,740円

(2) 変更後契約金額

2億6,717万2,740円

5 変更理由

葛飾区立二上小学校建築工事において、設計の不備に起因した一部構造の補強工事を行ったため、本工事の施工計画を見直し、諸費用を増額した。

6 専決処分年月日

令和 7 年10月 1 日

議 会 出 席 説 明 員

区					長	青 木 克 徳
副		区			長	植 竹 貴
副		区			長	長谷川 豊
政 策 経 営 部					長	長 南 幸 紀
事 業 推 進 担 当 部					長	福 島 啓 介
総 務 部					長	今 井 直 紀
総 合 庁 舎 整 備 担 当 部					長	泉 山 省 吾
施 設 部					長	橋 口 昌 明
地 域 振 興 部					長	下 村 聖 二
危 機 管 理 ・ 防 災 担 当 部					長	杉 立 敏 也
産 業 観 光 部					長	吉 田 峰 子
環 境 部					長	木 下 雅 彦
福 祉 部					長	新 井 洋 之
健 康 部					長	清 古 愛 弓
健 康 部 次					長	土 屋 文 彦
子 育 て 支 援 部					長	鈴 木 雄 祐
児 童 市 相 談 部					長	中 林 貴 紀
都 兼 交 通 市 政 策 担 当 部					長	吉 田 眞
都 市 施 設 担 当 部					長	忠 宏 彰
街 づ く り 担 当 部					長	和 田 慎 司
会 計 管 理 者					者	佐々木 健二郎
教 育 育 次					長	市 川 茂
教 育 次					長	山 崎 淳
学 校 教 育 担 当 部					長	山 梨 智 弘
政 策 企 画 課					長	今 関 政 治
総 務 課					長	佐 藤 秀 夫

令和7年10月6日

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の
一部を改正する規則等について

1 主 旨

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例の改正に伴い、関連規則等について所要の改正をするもの

2 改正規則等

- (1) 葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- (2) 葛飾区議会政務活動費に関する要綱

3 新旧対照表及び改正後条文案
別紙のとおり

4 改正時期

令和7年11月13日

5 その他

規則及び要綱の改正は、区長部局で行う。

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
第1条 (略) (政務活動費の請求) 第2条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、各四半期の最初の月(条例第4条第2項又は第4条の2第2項の規定により政務活動費の交付を受けようとするときはこれらの規定により当該交付が開始される月、条例第4条第4項の規定により政務活動費の交付を受けようとするときは同項の規定により当該交付を受ける月)の6日までに、議長を経由して、政務活動費請求書を区長に提出しなければならない。 第3条～第5条 (略) 付 則 (中間省略)	第1条 (略) (政務活動費の請求) 第2条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、各四半期の最初の月の6日までに、議長を経由して、政務活動費請求書を区長に提出しなければならない。<u>ただし、条例第4条第3項若しくは第5項又は第4条の2第3項の規定により政務活動費の交付を受けようとするときは、これらの規定により異動が生じた日から6日以内に議長を経由して、政務活動費請求書を区長に提出しなければならない。</u> 第3条～第5条 (略) 付 則 (中間省略) <u>この規則は、令和7年11月13日から施行する。</u>

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(交付対象等)

第1条 葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年葛飾区条例第7号。以下「条例」という。)第2条に規定する議会における会派は、葛飾区議会議会運営委員会規程(平成3年5月22日葛飾区議会議決)第2条に規定する会派とする。

2 議員が前項に規定する議会における会派(以下「会派」という。)を結成したときは、当該会派の代表者は、当該会派を結成した日から5日以内に、次の各号に掲げる事項を会派結成届により、議長を経由して葛飾区長(以下「区長」という。)に届け出なければならない。

(1) 会派の名称

(2) 所属議員の氏名

(3) 代表者の氏名

(4) 経理責任者の氏名

(5) 条例第4条第1項に規定する会派が定める額

3 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に異動が生じたときは、当該異動が生じた日から5日以内に、会派異動届により、議長を経由して区長に届け出なければならない。

4 会派の解散があったときは、会派の代表者であった者は、解散の日から5日以内に、会派解散届により、議長を経由して区長に届け出なければならない。

(政務活動費の請求)

第2条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、各四半期の最初の月の6日までに、議長を経由して、政務活動費請求書を区長に提出しなければならない。ただし、条例第4条第3項若しくは第5項又は第4条の2第3項の規定により政務活動費の交付を受けようとするときは、これらの規定により異動が生じた日から6日以内に議長を経由して、政務活動費請求書を区長に提出しなければならない。

(報告書等)

第3条 条例第7条に規定する報告書は、政務活動費収支報告書及び政務活動費実績報告書(以下「報告書」という。)とする。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月20日までに、報告書及び領収書等の証拠書類を添付した支払調書(以下「報告書等」という。)を議長に提出しなければならない。

い。

- 3 前項の規定にかかわらず、会派の解散(議員の任期の満了及び議会の解散を含む。以下同じ。)があったときは、当該会派の代表者であった者は、当該会派の解散があった日から30日以内に、報告書等を議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該議員であった者は、議員でなくなった日から30日以内に、報告書等を議長に提出しなければならない。
- 5 議長は、前3項の規定により報告書の提出があったときは、その写しを当該提出のあった日から5日以内に区長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

- 第4条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者(会派の解散があったときは、当該会派の経理責任者であった者とする。)及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る報告書等の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間保管しなければならない。

(様式)

- 第5条 この規則における書類の様式は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(葛飾区議会各会派に対する区政調査研究費の交付に関する規則の廃止)
- 2 葛飾区議会各会派に対する区政調査研究費の交付に関する規則(昭和47年葛飾区規則第19号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の葛飾区議会各会派に対する区政調査研究費の交付に関する規則(以下「廃止前の規則」という。)第6条の規定によりなされた届出は、第1条第2項の規定によりなされた届出とみなす。
- 4 廃止前の規則第8条の規定は、平成12年度分の区政調査研究費に係る報告等に限り、施行日以後も、なお効力を有する。

付 則(平成19年3月30日規則第31号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成 25 年 2 月 28 日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則中第 1 条の規定は平成 25 年 3 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定の施行の際、現に提出されている同条の規定による改正前の葛飾区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第 2 条及び第 5 条第 1 項の政務調査費請求書、政務調査費収支報告書及び政務調査費実績報告書（葛飾区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年葛飾区条例第 1 号）付則第 2 項の規定により政務活動費とみなされる政務調査費に係るものに限る。）は、第 1 条の規定による改正後の葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条及び第 5 条第 1 項の政務活動費請求書、政務活動費収支報告書及び政務活動費実績報告書とみなす。

付 則

この規則は、令和 7 年 11 月 13 日から施行する。

葛飾区議会政務活動費に関する要綱新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第3条 (略) (交付額の受領) 第4条 <u>会派の代表者及び議員は、公金取扱金融機関に政務活動費専用の普通預金口座(無利息型)を開設し、4半期ごとに交付される政務活動費を当該口座への振替により受領する。</u> (経 理) 第5条 (略) (会派の解散に伴う政務活動費の返還) 第6条 条例第4条第6項の規定による政務活動費の返還は、<u>解散の日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、当月)の末日までに行わなければならない。</u> (会派の脱会に伴う政務活動費の返還等) 第7条 <u>政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員が四半期の途中において会派を脱会した場合において、条例第4条の2第1項第1号の規定による政務活動費を交付されているときは、既に交付を受けた政務活動費のうち当該会派を脱会した日の属する翌月分(その日が月の初日に当たるときは、当月分)以降のものを、脱会した日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たるときは、当月)の末日までに返還しなければならない。</u>	第1条～第3条 (略) (交付額の受領) 第4条 <u>政務活動費の受領は、公金取扱金融機関に設ける政務活動費専用の普通預金口座(無利息型)により行わなければならない。</u> (経 理) 第5条 (略) (会派の解散に伴う政務活動費の返還) 第6条 条例第4条第6項の規定による政務活動費の返還は、<u>解散した日から30日以内に行わなければならない。</u> 第7条 (削除)

<u>2 前項に規定する場合において、会派を脱会した議員が新たに会派に所属しないときの議員に対して交付する政務活動費については、当該会派を脱会した日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たるときは、当月分）から交付する。</u> （会派の所属に伴う政務活動費の返還等） 第<u>8</u>条 条例第4条の2第1項第2号の規定による政務活動費の交付を受けた議員が、四半期の途中において新たに会派に所属した場合は、当該議員は、既に交付を受けた政務活動費のうち当該会派に所属した日の属する<u>翌月分（その日が月の初日に当たるときは、当月分）以降のものを、新たに会派に所属した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）の末日までに返還しなければならない。</u> <u>2 前項に規定する場合において、新たに会派に所属した日以降の当該議員に対して交付する政務活動費については、当該新たに会派に所属した日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たるときは、当月分）から交付する。</u> （報 告） 第<u>9</u>条 （略） （会計帳簿） 第<u>9</u>条の2 （略） （委 任） 第<u>10</u>条 （略）	2 （削除） （会派の所属に伴う政務活動費の返還等） 第<u>7</u>条 条例第4条の2第1項第2号の規定による政務活動費の交付を受けた議員が、四半期の途中において新たに<u>政務活動費の交付を受ける会派に所属した場合は、当該議員は、既に交付を受けた政務活動費のうち当該会派に所属した日の属する月分以降のものを、新たに会派に所属した日から30日以内に返還しなければならない。</u> 2 （削除） （報 告） 第<u>8</u>条 （会計帳簿） 第<u>8</u>条の2 （略） （委 任） 第<u>9</u>条 （略）
--	--

付 則 （中間省略）	付 則 （中間省略） 付 則 <u>この要綱は、令和 7 年 11 月 13 日から 施行する。</u>
------------	--

葛飾区議会政務活動費に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年葛飾区条例第7号。以下「条例」という。）第4条の3及び葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年葛飾区規則第37号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、政務活動費の交付、返還等及び書類の様式について定めるものとする。

(交付対象等)

第2条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 規則第1条第2項の会派結成届 様式第1号
- (2) 規則第1条第3項の会派異動届 様式第2号
- (3) 規則第1条第4項の会派解散届 様式第3号

(交付請求)

第3条 規則第2条の政務活動費請求書は、会派の代表者にあつては様式第4号の1、議員にあつては様式第4号の2によるものとし、毎会計年度の4月、7月、10月及び1月の初日（当該日が葛飾区の休日を定める条例第1条第1項に規定する葛飾区の休日に該当するときは、その翌日）に議長へ提出しなければならない。ただし、規則第2条ただし書に規定するときは、異動が生じた日から3日以内に議長へ提出しなければならない。

(交付額の受領)

第4条 政務活動費の受領は、公金取扱金融機関に設ける政務活動費専用の普通預金口座（無利息型）により行わなければならない。

(経 理)

第5条 会派の経理責任者及び議員は、受領した政務活動費を口座残高の照合を行う等、常に収支を明らかにしておかななければならない。

(会派の解散に伴う政務活動費の返還)

第6条 条例第4条第6項の規定による政務活動費の返還は、解散した日から30日以内に行わなければならない。

(会派の所属に伴う政務活動費の返還等)

第7条 条例第4条の2第1項第2号の規定による政務活動費の交付を受けた議員が、四半期の途中において新たに政務活動費の交付を受ける会派に所属した場合は、当該議員は、既に交付を受けた政務活動費のうち当該会派に所属した日の属する月分以降のものを、新たに会派に所属した日から30日以内に返還しなければならない。

(報 告)

第8条 規則第3条第1項の政務活動費収支報告書は、会派の代表者にあつては様式第5号の1、議員にあつては様式第5号の2によるものとする。

2 規則第3条第1項の政務活動費実績報告書は、会派の代表者にあつては様式第6号の1、議員にあつては様式第6号の2によるものとする。

3 規則第3条第2項の支払調書は、会派の代表者にあつては様式第7号の1、議員にあつては様式第7号の2によるものとする。

(会計帳簿)

第8条の2 規則第4条の会計帳簿は、規則第3条第1項の政務活動費収支報告書を充てるものとする。

(委 任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「制定日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定による様式は、制定日以後に交付を受けた政務活動費について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条の2の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第9条第3項の規定による様式は、施行日以降に交付を受けた政務活動費について適用する。

付 則

この要綱は、令和7年11月13日から施行する。